

はしがき

本報告書は、当センターが平成19年度の外務省軍備管理軍縮課の委託により行った「宇宙空間における軍備管理問題」研究会の成果をとりまとめたものである。

ジュネーブ軍縮会議（CD）では、冷戦期より、「宇宙空間における軍備競争の防止（PAROS）」が審議されるべき議題の一つとして提案されてきた。冷戦後、とりわけ米国が本土ミサイル防衛（NMD）計画の推進を打ち出して以降は、これを牽制したい中ロがPAROSに関する特別委員会の設置を求め、さらに兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）に関するアドホック委員会の設置と同時に行うべきであるとするリンケージ論を展開し、米国などがこれに反対していることもあり、CDにおける交渉停滞の一因ともなってきた。

他方で、宇宙空間の利用は主要国にとってその安全保障上、不可欠のものとなりつつあり、とりわけ米国はその軍事態勢を宇宙に大きく依存している。日米が推進しているBMDシステムには、宇宙空間での迎撃を想定しているものがある。米露は冷戦期より対衛星（ASAT）兵器能力を有していると見られてきた。近年ではPAROSを強く主張する中国のASATに関する動向が懸念されており、種々の実験、とくに2007年1月の弾道ミサイルを用いた衛星破壊実験は国際社会に大きな衝撃を与えた。

こうしたなかで、宇宙空間における軍備管理問題が今後、従前以上に注目を集めていくかもしれない。米国の民間シンクタンクの中には、当該問題に関する行動規範案を策定して議論を喚起しようとする動きも見られる。わが国は、弾道ミサイル防衛（BMD）を推進するとともに、安全保障面での宇宙利用をも視野に入れつつあり、宇宙空間における軍備管理をめぐる議論は、わが国の安全保障にも大きな影響を与えていくかもしれない。

本研究では、上述のような問題意識の下、宇宙空間における安全保障目的での利用の動向を概観した上で、これに対するPAROSに関する経緯、「平和利用、Offense/Defense、Passive/Active」に関する定義の問題、主要な提案とその問題点などを取りまとめ、さらに日本がこの問題で留意すべき点などを考察した。

本研究会の委員は、下記の通りである。

- ・ 青木 節子 慶應義塾大学教授（主査）
- ・ 梅澤 華子 当センター研究員補
- ・ 大塚 敬子 慶應義塾大学SFC研究所上席所員
- ・ 川副 令 東京大学法学部COE特任研究員
- ・ 佐藤 雅彦 宇宙航空研究開発機構法務課長
- ・ 戸崎 洋史 当センター主任研究員（幹事）
- ・ 古川 勝久 科学技術振興機構 社会技術研究開発センター主任研究員

（五十音順、敬称略）

本報告書は、この議論の経緯を踏まえ、研究会の委員により執筆されたものである。本報告書が今後のわが国の軍縮・不拡散政策および安全保障政策に少しでも貢献できれば幸いである。最後に、研究会への参加や報告書の執筆を通じてご貢献いただいた関係各位に対して、甚大なる謝意を表すものである。

なお、本報告書に表明されている見解は、すべて各執筆者のものであって、日本政府および当センターの意見を代表するものではない。

平成20年3月

財団法人 日本国際問題研究所
軍縮・不拡散促進センター
所長 須藤 隆也

目 次

序章 問題の所在-----	1
第1章 安全保障目的での宇宙利用の現状-----	3
1. 「平和目的」の宇宙利用-----	3
2. 進展する宇宙の軍事利用—対衛星（ASAT）兵器などの動向-----	5
3. 主要国の宇宙政策の概観-----	6
4. 安全保障目的での宇宙利用の有用性および問題点-----	30
第2章 宇宙空間における軍事利用に対する規制—法的・概念的枠組み-----	34
1. 軍備管理条約による規制-----	34
2. 中国のASAT実験に対する宇宙条約の適用可能性-----	38
3. 武力紛争法・国際人道法関係条約による規制-----	40
第3章 軍縮会議における議論-----	47
1. PAROSアドホック委員会設置以前—1979～1984年-----	47
2. PAROSアドホック委員会設置時代—1985～1994年-----	49
3. アドホック委員会終了後のPAROSについての議論—1995～2008年2月-----	68
第4章 今後の宇宙空間の軍備規制における課題-----	86
1. ソフトローの構築に向けた提案-----	86
2. ソフトローの役割と課題-----	91
終章 日本の留意すべきポイント—結論にかえて-----	94
表 1 宇宙空間における軍備競争の防止に関するアドホック委員会報告書の概要-----	97
表 2 鍵概念に関する各国の見解-----	101